

別表 1

指定 の別	補 助 対 象 事 業			交付の 対象	補助対象経費	補 助 率
	事 業 名	事 業 内 容	補 助 条 件			
国 指 定 文 化 財	文化財保存 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理</li> <li>・防災施設の設置及び建設</li> <li>・環境整備 ・保存調査</li> <li>・保護増殖</li> <li>・伝承、公開、記録作成</li> <li>・指定文化財管理費（防災施設の保守点検、防虫、防蟻等小修理、名勝庭園等の荒廃防止、民家の環境保全、美術工芸品の殺虫）</li> </ul>	国の補助対象事業となった事業	所有者 保存団体 管理者	国が補助対象経費と認めた経費	国庫補助対象経費から国庫・県費補助金を差し引いた額の2分の1以内又は補助対象経費の10分の1以内のどちらか少ない額  (限度額 5,000,000 円)
	無形民俗文化財伝承支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣装、道具類の修理、新調</li> <li>・上記に準ずると市長が特に認めた事業</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急かつ必要性があること</li> <li>2 同一年度内に事業が完了すること</li> <li>3 補助事業経費の財源が確立していること</li> </ol>	保存団体	無形民俗文化財伝承支援事業に要する経費のうち、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費等とする。	補助対象経費の2分の1以内  (限度額 500,000 円)
県 指 定 文 化 財	文化財保存 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理 ・環境整備</li> <li>・公開 ・伝承、記録作成</li> <li>・上記に準ずると知事が認めた事業</li> </ul>	県の補助対象事業となった事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急かつ必要性があること</li> <li>2 補助事業経費の財源が確立していること</li> </ol>	所有者 保存団体 管理者	県が補助対象経費と認めた経費	補助対象経費の10分の1以内  (限度額 5,000,000 円)
	保存施設建設	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設				
	無形民俗文化財伝承支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣装、道具類の修理、新調</li> <li>・上記に準ずると市長が特に認めた事業</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急かつ必要性があること</li> <li>2 同一年度内に事業が完了すること</li> <li>3 補助事業経費の財源が確立していること</li> </ol>	保存団体	無形民俗文化財伝承支援事業に要する経費のうち、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費等とする。	補助対象経費の2分の1以内  (限度額 500,000 円)

市指定文化財	文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理</li> <li>・防災施設の設置</li> <li>・環境整備 ・保護増殖</li> <li>・公開 ・伝承、記録作成</li> </ul> <p>上記に準ずると市長が特に認めた事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急かつ必要性があること</li> <li>2 同一年度内に事業が完了すること</li> <li>3 補助事業経費の財源が確立していること</li> </ol>	所有者 保存団体 管理者	文化財保存事業費に要する経費のうち、共済費、賃金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費等とする。	<p>補助対象経費の総額が1,000,000円まではその額の2分の1以内</p> <p>補助対象経費の総額が1,000,000円を超えるときは、超えた金額に3分の1を乗じた額を加算し補助額を算出</p> <p>(限度額 3,000,000 円)</p>
	無形民俗文化財伝承支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣装、道具類の修理、新調</li> <li>・上記に準ずると市長が特に認めた事業</li> </ul>		保存団体	無形民俗文化財伝承支援事業に要する経費のうち、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費等とする。	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>(限度額 500,000 円)</p>
未指定文化財	無形民俗文化財伝承支援事業	文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備事業）」における事業内容に準ずる。	文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備事業）」に採択された事業	保存団体	文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備事業）」における補助対象経費に準ずる。	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>(限度額 500,000 円)</p>